

指 名 停 止 措 置 簿

1 指名停止を受けた建設者に関する事項

商号及び名称	代表者職氏名	許可番号	主たる営業所の所在地
株式会社かんでん エンジニアリング	代表取締役 大久保 昌利	国土交通大臣許可 (般・特-2) 第1468号	大阪府大阪市北区 中之島6-2-27

2 指名停止の内容

指名停止期間	令和7年2月19日から令和7年5月18日まで (3月)
指名停止の理由	<p>必要な実務経験を満たさず、不正に資格を取得した者を、営業所の専任技術者として配置していたほか、工事現場の主任技術者等として配置していたとして、近畿地方整備局より営業停止処分を受けたため。</p> <p>※該当条項 高知県建設工事指名停止措置要綱第1条規定の別表第2の第20号(建設業法違反行為) 同要綱の取扱い別表第2関係5の(2)付属の表内2の(2)(営業停止処分を受けたとき)</p>

□